

【主な質疑項目】

1. 原発事故による原木シイタケ等の風評被害、除染対策、損害賠償対策等について
2. 円安による飼料穀物や燃油等の価格高騰について
3. 政府のTPP交渉に対する姿勢について
4. 再生可能エネルギー対策について
5. 東日本大震災被災地における巨大防潮堤の建設について

○山田俊男君

自由民主党の山田俊男であります。

こうして立っているうちにもうテレビの放映が終わるということでありまして、国対と理事の皆さんからは、いや、山ちゃん、とにかく深夜の放送の方が視聴率が高いんだよというふうに言ってくれていますので、それで頑張らせていただきます。

本日は、原発、復興、そしてエネルギー、環境ということでもありますので、これらに関連して、農林漁業者がどんな今苦しみを、不安を持っているかということを中心にしながら申し上げて、是非前向きな答弁をいただきたい、こういうことでもあります。

実は、原発事故で福島県下の農業者の皆さんは本当に苦勞されているのは御案内のとおりであります。しかし、二百キロメートル離れた地域の農林漁業者でもいまだに大変苦しんでいる農家が多いわけであります。二年以上たちました、原発事故以降。

それで、一番は、今、原木シイタケの農業者が、六県九十三市町村でいまだに汚染されて出荷制限をせざるを得ないという環境にあるわけがあります。大体は損害賠償を得られるという状況にあるわけですが、しかし、必ずしも一部はスムーズに進んでいないという不満や不安がいっぱい出ております。

例えば、新しく原木生産に乗り出した、二年前に乗り出した農家がいる、若い青年です。ところが、その前は生産していないわけですから、それじゃ、施設をちゃんと準備して、そして生産もしたのに、それが販売できないわけですから、ところが損害賠償は、前年の生産がないから損害賠償の論拠がない、基準がないということで対象にならないということで、もう本当に苦勞しているわけであります。

どうぞ、中間指針の第三次追補というのが出されたわけで、風評被害にもちゃんと対応するというのを記しております。きちっと趣旨にの

っとして対応するということが求められるわけですが、この点について茂木経済産業大臣にお聞きします。

○国務大臣（茂木敏充君）

原木シイタケに関してであります。中間指針、これが平成二十三年の八月に作られたのに対しまして、今年の一月に委員御指摘の第三次の追補、これが行われたわけでありまして、東京電力が出荷制限指示や風評被害等に係る損害の賠償を行っているところであります。

〔委員長退席、理事小川敏夫君着席〕

特に、原木シイタケを含みます林産物の賠償については、この第三次追補によりまして、風評被害の対象地域として従来の六県、これは福島、関東の五県であります。これに加えて七県、東北三県、関東二都県、静岡、広島が追加され、十三都県という形になりました。原木シイタケの九県の生産者に対して現在賠償が行われているところであります。第三次追補によります対象区域の拡大も踏まえ、適切な賠償が行われるよう引き続き東京電力を指導してまいりたいと考えております。

○山田俊男君

是非、茂木大臣、しっかり東電を指導してもらいたい、こんなふうに思います。

さて、農水省は、原木の除染、それからさらに汚染されたシイタケが発生しないような生産工程管理の指針を出して指導をされているわけがあります。しかし、これをやるにはやはり相当のコストが掛かるということで、農業者自身も大変苦勞しているわけでありまして、ところが、それをやっても実はやはり汚染の解明がなかなか難しいわけですね。だから、どうしても放射性物質が残ってしまう。残ってしまったら、それを損害賠償の対象にお願いすると、生産工程管理をやった、除染をやったこのコストを全然見てくれないという苦勞もしているわけでありまして、この点もしっかり東電を指導してもらわなきゃいかぬわけですが、このコスト削減対策、さらにはこの除染の対策について、どうぞ農水大臣、どんな指導とどんな対策を打っておられるのか、お聞きします。

○国務大臣（林芳正君）

お答え申し上げます。

山田委員、さすがに現場のことをよく御存じで、よく今全国飛び回っていらっしゃる中で現場の本当のポイントをついた御苦勞を指摘いただきました。

生産継続に向けて、やっぱり作ったキノコが食品の基準値を超えないようにするために、栽培管理に関するガイドライン、考え方はお示しさせていただきますいております。例えば、原木・ほだ木の放射性物質の検査ですとか原木・ほだ木の洗浄をする、ほだ場の除染等の環境整備をする、こういうことを示させていただいているわけでございます。

まさに、このガイドラインに沿った取組を実施しますと追加的な費用が発生すると、こういうことになりますので、この追加的な費用について東京電力との間で損害賠償の考え方を整理をしておるところでありますので、できるだけ早くこの整理をしまして、東京電力との間で整理をしたガイドラインだということできちっと対応してもらえるように詰めていきたいと、こういうふうに思っておりますのでございます。

○山田俊男君

もう一つは、これは原木シイタケ農家が自ら里山の除染を、とりわけ原木を集める、ないしは山から取り出せることができるように自ら除染をする取組を行おうということで、自分たちで里山の除染を図るための里山再生基金をつくるという取組を行っているわけですが、こういう取組に農水省や、さらには私は東電もきちっと支援すべきじゃないかと、こんなふうに思うんですが、いかがですか。

○国務大臣（林芳正君）

お答え申し上げます。

今お話がありましたこの原木シイタケへの被害に対処するための生産者の皆様を会員とした協議会というのがございまして、東日本原木しいたけ協議会、こういうところがございますが、ここが安全なシイタケ原木の育成、それから里山の環境の整備等を行う里山再生基金、こういうものを創設しようという構想を持っていらっしゃるというふうに聞いております。東日本原木しいたけ協議会ということで、東日本の十五都県で三百五十名の会員がいらっしゃると、こういうことであります。これまでも、我々としても、安全なシイタケ原木の確保、それから東京電力に対する損害賠償の働きかけ等の支援を行ってまいりましたほか、いろんな国の政策の検討に当たって御意見をいただいていたところでございます。

個別団体の基金へ直接というのは難しいわけですが、この構想については、生産継続、里山の整備保全と、こういう意味で非常に有意義だと、こういうふうに思っておりますので、この御審議していただいている予算案でも、伐採、植栽等の原木林の改良への支援という形、それから民間活動組織による里山林の保全活動や広葉樹を利用していくということを支援するという形、こういうのを措置もしております。それに加えて、国有林の分収造林制度と、これを活用した活動フィールドの提供と、こういうことも含めてでき得る限りの支援をしていきたいと、こういうふうに考えております。

○山田俊男君

実は、原木シイタケといたしまして、しかし、キノコ類、全体としてのキノコ類ですね、これは何と、日本の山から生産される木材の産出額と、それとキノコ類の生産、産出額は同じなんです、同じ規模。いかに、逆に言いますと山から産出される木材の価値が低いか、量が少ないかということと、一方でキノコ類の生産が意外と多いのかなということなんですよね。是非、このことを踏まえていただきまして対策をしっかりと打っていただきたい、こんなふうをお願いします。

さて、これは茂木大臣に、このこともしっかりと指導してもらいたいわけでありまして、汚染された牧草地で、それでこれはもう除染されているんですけど、しかしその牧草を食べた牛から残念ながらやはり放射性物質が出る。しかし、これはもう基準値をずっと下回る数字なんです。だけれども、基準値を下回るんだけれども、やはりより安全な牛乳を供給したいという観点から、基準値を下回るけれども、それはもう出荷しないということで廃乳されておられるわけです。それはそうです。ブランドをきちっと確保しなきゃいかぬということもありますから、やむを得ない行為だと思います。

しかし、そのことについて東電は補償しない。それは経営上の問題でおやりになったんでしょうということで、極めて冷たい、これは補償できないという通知をしているだけ。こういうことでは、一体こうした事態を生じさせた原因はどこにあるのか。東電にあるじゃないですか、事故にあるんじゃないですか。そのことを考慮しない対応が行われているというのは大変残念でありますから、こうしたことについてしっかりと指導してもらいたい、こんなふうに思いますが、茂木大臣、東電への指導、それからさらには、林大臣には、是非こうした個別の事例をよく踏まえていただきまして対策を講じていただきたい、こんなふうをお願いします。

します。茂木大臣、お願いします。

○国務大臣（茂木敏充君）

原木シイタケと比べて牛の生乳につきまして賠償の方が進んでいないと、こういう御指摘いただきましたが、制度的には、先ほど御説明申し上げた原木シイタケと同じような形で中間指針そして第三次の追補というのを出させていただいております、対象区域、これも追補におきまして拡大もさせていただいているところであります。

東電におきまして適切な賠償が進むよう、更に指導してまいりたいと考えております。

○山田俊男君

林大臣、何かありますか。

○国務大臣（林芳正君）

これはいろんな理由で、この畜産それから酪農、影響を受けております。今委員から御指摘があった、このことももちろんありますし、それから円安等における影響もあって、配合飼料の価格ということもございます。

したがって、そういうことを総合的に見ながら経営体の安定をどうやって図っていくかというのは総合的に見ていかなければならないと、こういうふうに思っておりますので、委員もお詳しいわけですから、具体的にまたいろいろと詰めていきたいと、こういうふうに考えておるところでございます。

○山田俊男君

もう一点、これは石原環境大臣にお尋ねしておきたいんですが、汚染された稲わらや、それから汚染堆肥、さらには汚染された牧草、それから果樹等の除染のための剪定枝や樹皮、こうしたものが一時保管されている場合もあるんですが、しかし一方で、それぞれ圃場の隅に積み上げられていたりしている。それからさらには、田んぼの真ん中にハウスを建てて、そこへ集めて保管しているという例もありますが、どうもこれ、まだ片付いていないんです。二年間だという約束で、そういう形で一時保管の形も含めて取り組んできているんですが、進んでいない。

これ、一体、中間貯蔵の仕組みなり、それから、一時保管はもちろんですが、その次に中間貯蔵なり、その仕組みを着実にやっていかなきゃ

いかぬのがまだ必ずしも十分進んでいないという。これじゃ幾らたっても、二百キロ離れているんですよ、原発事故の場所から、しかしこれではもう風評被害といいますか気持ちが落ち着かない、まさにそのとおりなわけでありまして、このことについてもうちょっときちっと進めるべきであると思うんですよ。

中間貯蔵施設、一時保管施設、なぜ進まないのか、これをお聞きします。

○国務大臣（石原伸晃君）

ただいま委員が御指摘になったこの稲わら、堆肥、牧草あるいはシイタケの原木等々、私も拝見してまいりました。

いい場所は町や市が一か所に置いて貯蔵しているんですが、農家の軒先とか納屋の一隅に置かれているという現状もあります。もちろん減容化、焼却が一番いいと思うんですけども、その焼却をすることによって、もちろん今フィルターを付ければ有害物質は表に出ないんですが、その減容施設を造るといっても理解がなかなか得られていないという場所もあることも事実でございます。

〔理事小川敏夫君退席、委員長着席〕

その一方で、岩手県の一関市においては、一キログラム当たり八千ベクレルを超える牧草を既存の焼却施設で一般ごみと混ぜまして、ですからこれ大変な作業なんです。拝見いたしましたけれども、一般ごみの量とその汚染されたものの量が一般ごみの方が多いわけですので、この安全性に関する実証事業を実施しておるほか、岩手県遠野市など九市町で八千ベクレル以下の農林系廃棄物の焼却がやっと開始いたしました。

先日、当委員会で成立をいただきました二十四年度の補正予算においても、処理が滞っております八千ベクレル以下の農林系廃棄物について処理費用を補助する処理加速化事業、これ予算額は百四億円でございますけれども、これを計上して急いでこれを進めていかなければならない。

理由としては、一に、やはりそういうことをやっても大丈夫なんですよと、安全、安心ですね、この説明に対して地域の住民の方々の理解というものをしっかりと得ていくということに尽きるんだと思います。

中間貯蔵施設につきましても、今現地のボーリング調査が今週からスタートをいたしまして、候補地を決め、そちらに搬入をしていく。これにはまた道路付けの問題とか、かなり時間が掛かりますが、二十七年当

初という計画にのっとなってこの事業を進めてまいりたい、こんなふうを考えているところでございます。

○山田俊男君

しっかりそうした取組をやってくれるところ、そこに支援策をきっちり講じて進めてもらいたい、こんなふうをお願いします。

これら農家の苦しみに加えて、先ほど林大臣からもちょっとありましたが、実はアベノミクスの明と暗がありまして、これは見事に総理は為替の是正と株価の上昇を生まれた、見事に尽きると、こんなふうに思いますが、実はその反面で農林漁業者が大きな問題を抱えるに至っております。畜産農家は輸入飼料穀物の価格のアップ、それから園芸や漁業者は燃油の高騰に大変苦しんでいるわけでありまして。漁業者はイカ釣り漁を休止したというニュースは皆さん御案内のとおりというふうに思います。

総理、企業が高収益を出して決算もいいというときに、農業者は大変苦しんでいるわけでありまして。いろんな課題があるから、総理はもう毎日大変だということはよく、重々承知しますが、こうした畜産農家、農業者や漁業者の現状に、総理、目が行っているんだらうというふうに思いますが、どうぞ、この飼料穀物と燃油等についての早急な対策の指示を総理から出していただかなきゃいかぬのじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○国務大臣（林芳正君）

まず私の方から、御案内だと思いますが、もう既にいろんな対応をしておるといふところをお答えさせていただきたいと思いますが、まさに今委員からお話があったように、トウモロコシ、麦、それから燃油と、こういったものをやはり輸入に依存しているというところから、農林水産業におきましては、こういうものの国際価格それから為替の変動というのを受けやすい傾向がございます。

したがって、まず、今まさに委員がおっしゃっていただきました畜産については、配合飼料価格安定制度、これによりまして、直前一か年の平均価格、これを超えた場合は補填をするということをやっております、二十四年度予備費で百四十八億円の積み増しを行っております、平成二十五年の四一六、これの四月一六月期においても負担軽減の措置をしておるところでございます。

それから、施設園芸についても二十四年度の補正で、これはやっぱり

油をたいていろいろやりますので、燃油価格高騰緊急対策四百二十五億円を二十五年度末まで利用可能な基金事業ということで計上しております。ヒートポンプや木質バイオマス、こういったものに切り替えていくということを導入を支援しようとか、それからもう一つは上昇分を補填するセーフネット措置と、こういうことをやっておるわけでございます。

漁業についてもセーフティーネット構築事業があるわけでございますが、まさにこれはイカ釣り一斉休漁ということもございました。また、五月の二十九日だったと思いますが、今度は大きな大会も開かれると、こういうことでございますので、これに加えて、予期をしない異常な高騰があった場合どういうふうに対応していくかということは、今与党の皆様とも御相談しながら新しいことを検討しなければならないと、こういうふうにご考えておるところでございます。

○山田俊男君

いや、大臣、もちろんそれは承知しての話であります。確かに価格安定制度があります、それからセーフティーネットがあります。しかし、それにしても、価格安定制度があっても、国の補填があっても、生産者の負担額は配合飼料の価格の場合は上がってしまっているわけがありますから、緊急対策が何らかの形でないと、それこそ中堅の酪農家なんかでも、もうやめようかと、こんな声が出ているわけがあります。

本当にそういうことになったら、大事な、本当に新鮮な牛乳を、我が国の新鮮な牛乳を飲めないということも出てきかねないわけがありますから、きちっと手を打たないと駄目、こんなふうに思いますが、総理の見解をお聞きします。

○内閣総理大臣（安倍晋三君）

燃料や飼料等の価格は、為替相場の動向に加えて、地政学的なリスクや干ばつなど、国際的な商品市況の変動など様々な要因で動いていくわけでございます。例えば、第一次安倍政権のときには為替はどうであったかといえば一ドル百二十円であったわけでございますが、しかし、だからといって円安が問題には全くなっていなかったわけでございます。

つまり、これは、国際的なそういう大きな変化も極めて大きな要因であるということは申し上げておきたいと、こう思うわけでございますが、この最近の為替相場の動向は、全体としては景気にプラスの影響をもたらすわけですが、燃油価格等の上昇による農林漁業者への影響に

については引き続き注視をしていかなければならないと、こう思います。

政府としては、ただいま林大臣からも答弁させていただきましたが、飼料価格や燃油価格の上昇が農業者やあるいは漁業者に与える影響を緩和するため補填する事業等を実施しているところでありますが、今後こうした価格の動向を注視をしながら引き続き適切に対応していく必要があるだろうと、このように考えております。

○山田俊男君

どうぞ、その適切なんですけど、きっちり危機感を持って対処してもらいたいというふうに思います。本当に農家は、原発のこと、さらには、今お話のありました燃油等、エネルギー等のこと、さらにそれに加えて、実はTPPも含めて将来が大変不安だという声がいっぱい出ているわけでありまして。

総理は、オバマ大統領と共同声明で、農産品についてはセンシティブティがある、ということを確認されて、それで公約を守ることができたということで交渉参加の判断をされたわけですね。

総理の三月十五日の参加表明の演説は、私はもう本当に見事というふうに思います。党大会の挨拶も見事というふうに思います。しかし、その会見や挨拶からして、総理には私は二つの顔があるんじゃないかというふうに思うんですよ。

一つは、米国と一緒に太平洋を自由の海にする、そして米国と日本で自由貿易の新しいルールを作る、こういう形でおっしゃっている顔ですね。

もう一つの顔は、日本の国益は美しい国柄だ、そして、それをつくっているのは農業と農村です、私はそれを断固として守ります、あらゆる努力によって日本の農を守り食を守ることを約束します、私を信じてください、こうおっしゃっているんです。さらに、これがすごい。私は強欲を原動力とする市場主義経済の道を取ってはならないと思います、日本は瑞穂の国です、道義を重んじ、真の豊かさを知る資本主義経済を目指します、そのことをお誓い申し上げますというふうにおっしゃっている顔なんです。

総理、総理の顔はどっちの顔なんだ。私は圧倒的に後者の総理の顔に物すごい期待をしていますし、全国の農林漁業者はみんな総理の後者の顔に物すごい期待しているから、総理はもしかしたらしっかりやってくれるんじゃないかという期待感が物すごくあるんですよ。だから、ここは総理の決意をお聞きしておきます。

○内閣総理大臣（安倍晋三君）

もちろん、今、山田委員がおっしゃった私の党大会での演説でございますが、あれはまさに私の真意であります。言わば美しい日本を守っていく上においても世界の競争に打ち勝っていく必要は一方あるわけでありまして、グローバルな経済というのは現実でありますから、この現実の中で我々は勝ち抜いていかなければ、この日本というすばらしい、美しい国の、この瑞穂の国を守ることはできないという認識でございます。

その中におきまして、農業においても、まさに農は国の基でございます。林大臣の下において、農業には様々なこれは多面的な機能がありまして、様々なまさに農業には顔があるわけでありまして、地域においては地域を守り環境を守っているわけでありまして、まさに文化と伝統でございます。

その中において、例えば生産性という面においてだけでは測ることができない価値があることは私も十分に承知をしているわけでありまして、その中において、地理的な条件において、そこで大規模な農家と戦えといってもこれはできないのは当然のことです。一方、言わば農業が産業としての農業という側面を考えて、十分にこれは世界に通用するものもたくさんあるわけでありまして、こういうものはしっかりと伸ばしていくことも我々の責任ではないかということでございまして、林大臣の下で、この両面において、鋭意新たな展望を生み出すために政策を今立案をしているところでございます。

○山田俊男君

そうすると、総理の顔は両面ですということですかね。ともかく、後者の顔をみんな期待していますから、だから総理、きちっと決断してもらえるものというふうに期待していますから、どうぞ頑張ってください、こんなふうに思うんです。

さて、これは甘利大臣にちょっとお聞きしておきたいんですが、アメリカのUSTRが昨年六月に公表しているウェブサイトで、透明性とTPPというふうに題しまして、議会との協議、それから関係者、ステークホルダーというんですかね、そこの情報をつなぐ仕組みをちゃんと開示した上で取り組んでいるんですね。

日本は、こういう形での仕組みといたしますか、ルールといたしますか、進め方といたしますか、そういうことをやらないと、それこそ、これは農業者の不安なんです、あるとき突然こういう形で決まりましたといっぽんと出されるんですかね。これではやっぱり納得できないというふ

うに思うんですね。この点、いかがですか。

○国務大臣（甘利明君）

アメリカの場合は、他の国と違って政府と議会の関係が、議会の権限が強いようであります。ただ、その中においても情報管理には相当な機密性が保たれている中での話というふうに承知をいたしておりますが、まず基本的に、もちろん節目節目で総理や私から可能な限りでの情報開示はしてきましたし、していくつもりであります。このTPPに関しまして、情報を保持をしていくというルールがあるわけがございます。

ニュージーランドが寄託国、いわゆる事務局的な役割を果たしているわけでありまして、文書係というんですかね。そこでは、このニュージーランドの外務貿易省のホームページ、委員も御覧になったかもしれませんが、ここでこう書いてありまして、九月のシカゴ会合でTPP交渉官たちは、交渉中のテキスト及び交渉の過程で交換される他の文書を秘密の文書として扱うことに合意をしたというふうにあります。それから、全ての交渉参加者は、交渉テキスト、各国の提案及びそれに伴う説明資料、交渉内容に関連するEメールその他に、交渉の文脈の中で交換された情報については各参加国が公開に同意しない限りは秘密扱いにする、こういうことが規定をされているわけでありまして。もちろん、参加各国が全てこの部分について了解しますと言えればその限りではないんですけれども、そういう前提がありますので、可能な範囲では公開に努めますけれども、それを超えて出すということはなかなか難しいところがございます。

それから、情報の管理に関しましても閣僚の間でも厳しい情報管理ルールを設けておりまして、というのはこの条約文書そのものが出たりしますと即退場ということになりかねないということでありまして、そこら辺のどこまでが開示できるか、どの範囲でできるか、そしてどこはしっかり守らなきゃならないか、そのルールに従いつつ、可能な範囲での努力をしていきたいというふうに思っております。

○山田俊男君

私もニュージーランドの外交官のその話はよく承知しているわけでありましてけれども、USTRはともかく、米国の下院歳入委員会、上院財務委員会等々と定期的に協議を行ってございまして、TPP交渉について数百回にわたり協議を行っていると、こういう言い方でありまして。ニュージーランドがそういう形での言い方をしているわけでありまして、しか

し一方で、アメリカは内容はともかくとしてそういう形できちっと伝えているということでもありますので、この点、もう少し調べていただきまして、そして日本でどんな工夫があるかということをして是非是非やっていたきたいというふうに思います。

そのことと、もう一つ、最後にこのことを。総理は確かに見事に記者会見での挨拶、原稿なしであれだけとうとうときちっとおっしゃるといのは、十五分間もありますから、極めて正確な内容でありますし、見事です。

その後、安倍内閣として、これからTPPについて交渉参加という動きが出てくるわけですが、それじゃ具体的にどういう取組方針で進むかということについては、総理の記者会見の見事な挨拶だけが指針なんですかね。私は、やはりこう取り組むよということをやちゃんと示していかなくやいかぬのじゃないかと。とりわけ、国会では衆参の農林水産委員会におきます決議があるわけだし、それから与党自民党のこれは決議が、申入れがあるわけでもありますから、これらを踏まえた上で是非是非内閣としての指針、方針を私、示さなくやいかぬのじゃないかと思うんです。

総理、お考えお聞きします。

○内閣総理大臣（安倍晋三君）

基本的な方針は、我々、党として昨年の総選挙において国民の皆様とお約束をした公約であります。聖域なき関税撤廃を前提にする限りTPP交渉参加に反対する。そして同時に、J-ファイルに五つの判断基準をお示しをしているわけでもあります。そのことをお示しをして我々は政権に復帰をしたわけでありまして、我々はそうした約束をたがえてはならないと、こう決意をしているわけでありまして、TPP交渉において強い交渉力を持って守るべきものは守る、まさに交渉の中においてこの五つの基準を実現をしていきたい、守っていきたいと、このように考えております。

○山田俊男君

それは党の決定であります、ないしは党の決定になっていく公約であります、どうぞ内閣としてどう臨むかという方針作りにつきまして是非是非示していただきたい。でないと、民主党政権で二〇一一年に作った菅内閣のときの包括的経済連携協定方針、あれが日本の方針かと、あれしかないのかという話になるわけですね。これは違うでしょう、政権交代したんですから。だから、是非是非それはよくお考えになって示

していただきたい、こんなふう思うところであります。

さて、飛行機に乗って日本の国土を見ますと、もう本当すばらしい山、山、山です。一方、ああ、山、山、山の山田です。ところで、また降りて、そして車に乗ってそして道路を走りますと、これはもう本当に残念なことに山が物すごく荒れているんですね。竹林が本当にはびこっちゃって、これはもう大丈夫かというふうにも思います。雪で折れた杉の木が卒塔婆のようにこうして見えるという光景もいっぱいあるわけです。だから、これ何とかしないと、これはもう本当に大事な財産を私は失うというふうに言わざるを得ないわけでありまして。

確かに、皆伐してあったり、それから間伐してあったりする山がちょっと見えたりするとうれしくなりますね。ああ、森林組合なりが一生懸命やってくれているんだなということであれしくなるわけで、こういうことがもっと見えてこない、日本という国は、だって二つ物すごい資源があるわけですね。一つは大陸棚の海洋資源ですね。二つ目には、それこそ物すごい森林資源があるわけでありまして、これをどう活用するかというのは大きな課題になるわけでありまして、第一次安倍内閣のときに、私も覚えているんですが、美しい国づくりの一環として美しい森林づくり運動を提唱したんです。これを真面目に踏襲して、残っているのは農林水産省、林野庁だけだという話でありますから、そういう面からするとよくやってもらっているというふうに思いますが。

しかし、それにしても、この山の、日々成長しているわけだし、大変な財産でもあります。これをどう活用するかということに関しては、木質バイオマスをどう進めるか、これが物すごく大きいんだというふうに思うんです。

ところが、まだ例のFIT、固定価格買取制度で対象になっている木質バイオマスの発電事業の施設は三か所だけというふうに聞いていますが、林大臣、一体、希望はいっぱい上がっているんじゃないですか。それからさらに、こうしたところがちゃんと着実に進んでいくと山の雇用にも大変影響ありますし、それから地域の経済への還元もあるというふうに思うんですよね。その点、おっしゃってください。

○国務大臣（林芳正君）

まさに委員おっしゃっていただいたこのFIT、固定価格買取制度の設備認定を受けまして既に運転を開始しております木質バイオマス発電施設、これは三月末現在で三十五件まで来ております。現時点で具体的に計画中のものが全国に三十か所、構想段階のものを含めると更に五

十、六十ですから、さっきの三十を入れてそれぐらいには来ております。

間伐材の未利用間伐材というのが大体二千万立米ぐらい毎年出ているということですから、これを全部木質バイオマスで利用したといたしますと、五千キロワット級の規模の発電施設が二百か所稼働すると、こういう試算をいたしますと、何と二百四十万世帯分の電気を供給することができるということ。そして、この間伐材は燃料代として地域に落ちますので、千四百億から千八百億円が地域に還元されると。また、この発電所の運営で二千人以上、原料のところですね、間伐材のところも含めれば一万人以上の雇用効果を創出するということが期待できますので、しっかりとこの間伐材の利用、この木質バイオマス、取り組んでまいりたいと思っております。

○山田俊男君

どうぞ、総理も、美しい森林づくり運動、まだ続けているといますから、是非、この木質バイオマスの取組と併せましてこれを決意して進めていただきたい、こんなふうに思いますので、よろしくお願いします。

さて、巨大防潮堤の建設のことについてどうしても触れておきたいというふうに思います。安倍内閣が復興対策含めて本当に政治的な課題として取り組んでおられる、重要な課題として取り組んでおられると大変評価します。

ところで、それにしても、底辺の幅は四十メートル、それから頂部の幅は四メートル、高さ七ないし十五メートル、総延長数百キロ、巨大防潮堤の建設が現に進んでいるわけですよ。工事中です。防災上の必要性や判断を否定するものでは決してないわけではありますが、本当にこれ造ってしまった後、景観や環境維持や、それから排水や動植物に与える影響や、そういうことを心配じゃないのかと、大丈夫かという気がするわけで、地域の実情に応じた取組と環境アセスが必要じゃないかというふうにどうしても思うんですが、石原大臣、これいかがなんでしょうか。

○国務大臣（石原伸晃君）

ただいまの点、私も大変憂慮している点でございまして、計画を見せさせていただきますと、実はその防潮堤とか、あるいは津波が川を遡上した、川の堤防等々も同じように高さ八メートル、のり面何十メートルみたいな計画もなされております。しかし、残念ながら、この防潮堤等々については環境影響評価の対象事業ではなくてありますので、環境アセスメントの対象とはなっておりません。しかしながら、そういうものができ

たことによって海と陸との生態系の交わりがなくなったり、またやはり景観、そこに暮らす方々にとってはかなり圧迫されると思うんですね。ですから、一にはその事業者において自主的に適切な、その環境にマッチした、あるいは陸と海の生態系の交わりができるような仕組みというものを考えていただくということが必要だと思います。

ですから、環境省としては、是非そういう運動を広げていただきましたら、環境アセスの観点から、技術的にも、あるいは関係自治体にもこういうふうにした方が生態系を維持できる、あるいは景観上もいいというような御支援をさせていただきたいと。しかし、残念ながら、くどいようですけれども、アセスの対象にはなっていないというのが現状でございます。

○山田俊男君

太田国交大臣は、大学の専攻が建築、ああ、土木でございますか。それじゃますますなんですが、専門家であるわけですね。その立場から、この巨大防潮堤の扱いについて一体どんなふうにお考えになるか。それから、さらにはどんな配慮をするべく取り組んでおられるのか。造ってしまってからこんなはずじゃなかったなんてことにならぬようにしなきゃいかぬわけですよ。その点、お聞きします。

○国務大臣（太田昭宏君）

非常に大事な問題だと思ひまして、国交省としてもしっかりこれに取り組んでおります。

百数十年あるいは数十年に一回という津波に対してどうするか、千年に一回という津波に対してどうするかという二つの観点で、最初の数十年から百数十年の間に対するということを基本に高さを考えると。千年に一回というような、今回のようなそういう津波に対しては、それは避難をすとか道路で逃げるとか、様々な意味でのソフトということに対応するという基本的になっておひまして、千年に一回の巨大な高さのコンクリートで固まったものを造るというのではないという基本方針に立っているというのが現状でございます。

その上で、先生もやられていらっしゃる、その宮脇昭先生、森の防潮堤ということがありまして、津波がこの防潮堤に掛かる、そうすると、裏のり面から返す波で削られるということがありますから、高さはそうした数十年から百年ということをやりながら、その裏面のところ、裏のり面のところに、むしろ森の防潮堤ということで、そこに盛土を置

きまして、そこにタブとかシイとかいう根っこが深い、そうしたものを植えていくということで、それはしぶとい堤防といいますか、強い堤防を造る。防潮堤を造ると同時に、景観あるいはまた自然環境、こういったことも合わせ技でやっていこうということで、強い意思を持ってそうしたものに、地元の人とも話し合いながら造って守ってまいりたいと、このように思っているところでございます。

○山田俊男君

ありがとうございました。

さすが土木の大臣でございまして、よろしく申し上げます。

以上で終わります。ありがとうございました。